

平成16年度法務省事後評価結果の政策への反映状況報告書

平成17年9月
法務省

総括表

平成17年9月1日現在

1 事業評価方式を使用する政策（1政策）

| 政策の名称 | 法令の立案制定・改廃へ反映 | 予算要求へ反映 | 機構・定員要求へ反映 | 備考 |
|----------|---------------|---------|------------|----|
| 法務に関する研究 | - | - | - | |

2 実績評価方式を使用する政策（28政策）

| 政策の名称 | 法令の立案制定・改廃へ反映 | 予算要求へ反映 | 機構・定員要求へ反映 | 備考 |
|--|---------------|---------|------------|-----------|
| 登記事務のコンピュータ化 | - | | - | |
| 商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入 | - | - | - | 平成16年度で終了 |
| 外国法事務弁護士の在り方 | - | | - | |
| 債権管理回収業の監督 | - | | - | |
| 人権侵犯事件の適正な調査・処理 | - | | - | |
| 人権相談の充実 | - | | - | |
| 人権啓発活動の推進 | - | | - | |
| 民事法律扶助事業の推進 | - | | - | |
| 被害者等通知制度の適切な運用 | - | | - | |
| 検察広報の積極的推進 | - | | | |
| 捜査における通訳の適正の確保 | - | | - | |
| 矯正職員に対する研修の充実強化 | | | - | |
| 矯正施設における職業教育の充実強化 | - | | | |
| 矯正施設における教育活動の推進 | - | | | |
| 民間との協働による犯罪者の更生 | - | | - | |
| 行刑施設における過剰収容の緩和 | | | - | |
| 行刑行政の透明性の確保 | - | - | - | |
| 更生保護活動の推進 | - | | | |
| 「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共の安全の確保に寄与するための業務の実施 | - | | | |
| 外国人の円滑な受入れ | | | | |
| ・好ましくない外国人の排除 | | | | |
| ・国の利害に関係のある争訟の処理 | - | | | |
| ・広報活動の推進 | - | | - | |
| ・行政手続のオンライン化 | - | - | - | |
| ・女性職員の採用・登用拡大の推進 | - | - | - | |
| ・外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力 | - | - | - | |
| ・国際連合に協力して行う研修、研究及び調査の推進 | - | | - | |
| ・法制の維持及び整備に関する国際協力の推進 | - | | - | |

3 総合評価方式を使用する政策（1政策）

| 政策の名称 | 法令の立案制定・改廃へ反映 | 予算要求へ反映 | 機構・定員要求へ反映 | 備考 |
|------------|---------------|---------|------------|--------|
| 法制度の整備について | - | - | - | （評価未了） |

評価結果の政策への反映状況一覧表

平成17年9月1日現在

1 事業評価方式を使用する政策

| 政策の名称 | 評価の概要 | 評価結果に基づく措置状況 | 備考 |
|----------|---|--|----|
| 法務に関する研究 | 平成16年度に実施した研究について事後の検証を行ったところ、いずれの研究についても計画当初に想定した所期の成果を得ることができたとの結論に達した。 | 平成16年度に実施した研究については、所期の成果を得ることができたので、今後計画する研究についても、同様の結果が得られるよう、努力していく。 | |

2 実績評価方式を使用する政策

| 政策の名称 | 評価の概要 | 評価結果に基づく措置状況 | 備考 |
|---------------------|---|---|-----------|
| 登記事務のコンピュータ化 | <p>登記情報の電子化を進めた結果、登記情報の適正な管理が可能となり、また、コンピュータ化に伴い登記情報提供制度及び登記情報交換制度も実現できるため、国民は窓口に向くことなく、自宅のパソコンから登記情報にアクセスできるとともに、自宅近くの登記所において他登記所の管轄の証明書の取得ができるようになった。なお、利用者の窓口での待ち時間についても、これまで登記簿の搬出入に要していた時間がなくなったこと等から事務が省力化されたことに伴い短縮化が図られた。</p> <p>このように、登記事務のコンピュータ化は、電子政府の実現を始めとするネットワーク社会形成の基礎として有効な施策であるので、引き続き行う必要がある。</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 電子政府の実現を始めとするネットワーク社会形成の基礎として有効な施策であるという評価結果を踏まえ、平成18年度概算要求において、移行計画立案・実施経費について引き続き予算要求することとした。 ・移行計画立案・実施経費 平成18年度概算要求額 18,759,736千円 (平成17年度予算額 19,800,332千円)</p> <p>【今後の予定】 不動産登記については平成19年度末までに、商業・法人登記については平成17年度末までに、登記情報の電子化をおおむね完了させることを達成目標として、登記事務のコンピュータ化を計画的に進めることとしている。</p> | |
| 商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入 | <p>平成16年度においては、平成15年度末で本制度を利用できなかった全法人について、本制度の利用ができるよう運用を開始し、平成16年度末現在において、本制度を利用可能な法人の割合は、100%となっており、目標を達成した。</p> <p>これにより、すべての法人が電子商取引や電子申請・届出等が可能となり、法人の利便性が向上するとともに、電子政府の構築に寄与し、有効な施策であったといえる。</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 該当なし</p> | 平成16年度で終了 |
| 外国法事務弁護士の在り方 | <p>外国法事務弁護士の登録者数が着実に増加しており、外国法事務サービスの供給量が増加し、結果として国内外のニーズに応えるものとなったと評価することができる。また、承認取消者数ゼロを維持することができたことは、これまでの資格審査事務が適正であったことを示すものであるとともに、登録後も外国弁護士による法律事務の取扱</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 基本目標である「国民等が享受する外国法事務サービスの向上」に貢献し、有効な施策であったという評価結果を踏まえ、外国法事務弁護士制度運営について引き続き推進することとした。</p> | |

| 政策の名称 | 評価の概要 | 評価結果に基づく措置状況 | 備考 |
|-----------------|---|---|----|
| | <p>いに関する特別措置法施行規則第9条第2項に定められている外国法事務弁護士の承認基準を維持しているか等につき、2年ごとに一定事項の報告を求める二次報告等によりその業務内容を把握することに努めてきた成果であり、外国法事務弁護士の質を保ちながら数を増やすという達成目標を達成する結果となった。</p> <p>よって、基本目標である「国民等が享受する外国法事務サービスの向上」に貢献し、有効な施策であったと評価できる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・外国法事務弁護士制度運営経費 平成18年度概算要求額 23,124千円 (平成17年度予算額 23,322千円) | |
| 債権管理回収業の監督 | <p>債権回収会社に対する立入検査の実施率及び債務者に対する回収状況ヒアリングの実施件数がいずれも増加して、債権回収会社に対する監督が適切かつ効率的に行われた結果、債権回収会社に対する苦情率が減少したほか、前回の立入検査で指摘した事項の改善も適切に行われており、業務改善命令等の行政処分は皆無であるなど、債権回収会社の適正業務が確保されたことにより、債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するとともに、暴力団等反社会的勢力の参入を排除するという所期の目的を達成する結果となった。</p> <p>よって、債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正が確保されたことから、本施策は有効であったものと認められる。</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正が確保されたという評価結果を踏まえ、債権管理回収業の監督について引き続き推進することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権回収監督制度運営経費 平成18年度概算要求額 31,920千円 (平成17年度予算額 34,872千円) | |
| 人権侵犯事件の適正な調査・処理 | <p>予備調査制度の廃止等の救済手続の整備や個々の事件に対する適切な対応など、より実効的な人権救済を図るための取組を強化したことにより、より多くの人々が救済手続を利用し、事件処理件数の増加、ひいては人権救済の拡大につながったものと考えられ、基本目標の達成に貢献する有効な施策であったと考えられる。</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 より実効的な人権救済を図るための取組を強化したことにより、人権救済の拡大につながったという評価結果を踏まえ、人権侵犯事件調査処理活動を拡充することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権侵犯事件調査処理活動経費 平成18年度概算要求額 49,153千円 (平成17年度予算額 37,234千円) | |
| 人権相談の充実 | <p>「女性の人権ホットライン」、「子どもの人権110番」は、総利用件数ではいずれも前年を下回っているものの、暴行・虐待といった、特に深刻で緊急性のある事案の相談件数は増加しており、女性、子どもを被害者とする人権侵犯事件処理数が増加していることからしても、これらの相談活動が、人権侵犯事実を把握する端緒として有効に機能し、被害者の救済に役立っていると考えられる。</p> <p>また、「外国人のための人権相談所」の相談件数も、ここ2年間は高水準で推移しており、我が国に暮らす外国人のための相談所として定着しつつあると言うことができ、本政策は人権問題の悩みを抱える被害者の救済のために有効であったといえる。</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 相談活動が、人権侵犯事実を把握する端緒として有効に機能し、被害者の救済に役立っているという評価結果を踏まえ、人権相談活動の充実を図るとともに、女性の人権ホットラインをナビダイヤル化するなど、さらに利用しやすい相談体制を構築することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般人権相談活動経費 平成18年度概算要求額 35,606千円 (平成17年度予算額 26,548千円) ・女性の人権相談活動経費 平成18年度概算要求額 4,864千円 (平成17年度予算額 2,387千円) | |

| 政策の名称 | 評価の概要 | 評価結果に基づく措置状況 | 備考 |
|-------------|---|---|----|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの人権相談活動経費 平成18年度概算要求額 33,060千円 (平成17年度予算額 22,792千円) ・外国人の人権相談活動経費 平成18年度概算要求額 10,800千円 (平成17年度予算額 10,800千円) | |
| 人権啓発活動の推進 | <p>平成16年度末における人権啓発活動ネットワークへの参加市町村数は平成15年度末より増加しており、人権啓発活動ネットワークが拡充された。</p> <p>また、平成16年度末における地域人権啓発活動活性化事業費及び同事業費の人権啓発活動地方委託費に占める割合は平成15年度末より増加していることから、人権啓発活動ネットワーク事業の規模は拡大された。</p> <p>人権作文コンテスト参加中学校数は、前年度の5,867校より105校少ない5,762校であったが、応募作品数は前年度の736,730編を大きく上回る755,390編であり、前年度より参加者を増加させることができた。</p> <p>以上のことから、人権の尊重に対する理解を深めるという目標が達成できたものと考えられる。</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>《予算概算要求》</p> <p>人権の尊重に対する理解を深めるという目標が達成できたという評価結果を踏まえ、人権啓発活動ネットワーク関係経費及び全国中学生人権作文コンテスト関係経費を拡充することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発活動ネットワーク関係経費 平成18年度概算要求額 959,849千円 (平成17年度予算額 944,963千円) ・全国中学生人権作文コンテスト関係経費 平成18年度概算要求 81,043千円 (平成17年度予算額 36,911千円) <p>【今後の予定】</p> <p>平成19年度末までに、全国の市町村に地域人権啓発活動ネットワークを構築する。</p> | |
| 民事法律扶助事業の推進 | <p>平成16年度の各援助の件数は、いずれも平成15年度と比べて大幅に伸びており、他方で、法律扶助協会東京都支部においては、特定の法律事務所に対し、通常より低い単価で、自己破産事件を大量一括委託することを拡大するなど、事業の効率的執行のための工夫もなされている。また、平成16年度に終結した代理援助事件については、少なくとも84.8% (84.6%・平成15年度) の事件が勝訴、和解など被援助者の権利が実現される方向で終結している。</p> <p>償還金収入は、民事法律扶助の主要な財源となっているが、平成16年度償還金収入は、昨年度を大幅に上回るものである上、引き続き償還率も向上している。</p> <p>以上のことから、平成16年度の民事法律扶助事業は、適正に実施されたものと評価できる。</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>《予算概算要求》</p> <p>民事法律扶助事業が適正に実施されているとの評価結果を踏まえ、平成18年度においても、民事法律扶助に対する需要の増加に対応するため、所要経費の要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律扶助事業費補助金 平成18年度概算要求額 2,435,084千円 (4月から9月分) (平成17年度予算額 4,492,602千円) <p>【今後の予定】</p> <p>平成16年5月26日に総合法律支援法(平成16年法律第74)が成立し、同年6月2日に公布(同時に施行)され、同法によると、現在、(財)法律扶助協会が行っている民事法律扶助事業については、新設される日本司法支援センターが総合法律支援法の下でこれを担うこととされており、これと同時に民事法律扶助法は廃止されることとなる。</p> <p>なお、日本司法支援センターの業務が開始される平成18年10月以降の民事法律扶助事業に関する経費については、同センターに対する運営費交付金の</p> | |

| 政策の名称 | 評価の概要 | 評価結果に基づく措置状況 | 備考 |
|----------------|---|--|----|
| 被害者等通知制度の適切な運用 | <p>平成16年においては、45,967名から通知希望があり、延べ80,720件の情報を通知した。また、通知を希望していた被害者等に通知しなかった数は17名であるが、これは通知対象者の転居等通知不能の場合等によるものであり、通知希望に対して適切に対処している。</p> <p>また、本年も昨年に引き続きパンフレットや法務省ホームページ等で被害者を始めとする国民に本制度を知らせている。</p> <p>検察官等においては、本制度の実施要領に基づき、被害者その他刑事事件関係者に対し、取調べ等を実施したときなどに通知希望の有無を確認し、通知希望者に対しては、通知することが相当でないと認められた場合等を除き、刑事事件の処分結果等の情報を通知しており、目標はおおむね達成できたことから、本施策は有効であったと評価できる。</p> | <p>一部として要求している。</p> <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 通知希望に対し適切に対処しており、本施策は有効であるという評価結果を踏まえ、犯罪被害者等事件処理結果等通知について引き続き推進することとした。また、被害者等に対し更に本制度を広く知らせて、刑事司法手続に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得るため、犯罪被害者用パンフレット作成等について引き続き推進するとともに、刑事司法手続に対する更なる理解を得るため、同手続を内容とするDVDの作成等について予算要求することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等事件処理結果等通知経費 平成18年度概算要求額 6,588千円 (平成17年度予算額 7,008千円) 犯罪被害者用パンフレット作成等経費 平成18年度概算要求額 65,738千円 (平成17年度予算額 21,929千円) | |
| 検察広報の積極的推進 | <p>検察庁において、移動教室、出前教室、刑事裁判傍聴等を中心に様々な検察広報活動が、小学生から一般に至る幅広い層に実施され、参加人数も2万8,000人以上と前年に比較して増加しており、また、移動教室等の参加者から、検察に対する理解が深まったとの感想が寄せられていることから、検察広報が有効に実施されたものと認められる。さらに、ホームページの継続的運用や検察広報官の増設などにより、より効率的で効果的な検察広報活動を行っている。</p> <p>以上のことから、幅広い層の国民に対し、検察の役割や刑事司法に関する広報活動が実施され、「検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高めること」に向けて、着実に推進していると考えられ、目標はおおむね達成できたことから、本施策は有効であったと評価できる。</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 検察庁における広報が幅広い層の国民に対して実施され、本施策は有効であるとの評価結果を踏まえ、より効率的で効果的な検察広報活動を行うため、検察庁の組織、機構、業務、刑事事件の流れについての説明が記載されている検察広報用パンフレットの作成について予算要求することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 検察広報用パンフレット作成経費（新規） 平成18年度概算要求額 6,048千円 <p>《機構要求》 評価結果を踏まえ、平成18年度機構要求において、地方検察庁における検察広報官の増設を要求した（京都・高松各1人）</p> | |
| 捜査における通訳の適正の確保 | <p>平成16年7月に、全国の地方検察庁から通訳人49名が参加する通訳人セミナーを開催し、ベテランの通訳人による講義、外国人がかかる事件の捜査・公判を担当している検察官による講義、検察官による刑事手続法や刑事実体法の講義を行うことにより知識の修得を図るとともに、通訳人が立ち会う実際の裁判の傍聴や通訳人と検察官との意見交換を行い、情報収集の場を設けた。事後アンケートの結果により、捜査に必要とされる知識、公正・中立な通訳を行うための心構えが修得され、通訳人としての資質の向上に資することとなったことが確認できており、目標はおおむね達成でき、本施策は有効であったと評価できる。</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 通訳人セミナーを開催し、通訳人としての資質の向上に資することが確認され、本施策は有効であるという評価結果を踏まえ、通訳人セミナーの開催について引き続き推進することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 通訳問題協議会開催経費 平成18年度概算要求額 8,487千円 (平成17年度予算額 8,487千円) | |

| 政策の名称 | 評価の概要 | 評価結果に基づく措置状況 | 備考 |
|-------------------|--|--|----|
| 矯正職員に対する研修の充実強化 | <p>平成16年度に実施した人権研修については、職員から、非暴力的危機介入法研修の受講後、「今まで以上に受刑者のサインを見逃さずにタイミングよくケアしていくことの重要性を再認識できたと思う。」など、また、自庁研修用人権研修資料に基づく施設での研修については、「一方的な講義形式よりも、事例研究やロールプレイング形式の方が関心を持てた。」などの、それぞれ感想があったこと等から、各研修が非常に効果的であったことが認められ、さらに、例えば、非暴力的危機介入法研修は、民間講師の講義等によりインストラクターを育成し、当該職員が所属施設において部下職員に研修を行う方法を探ったことから、矯正研修所において研修寮等を活用して職員を集め、教官が実施する方法と比較すれば、より多くの職員に研修を行うことが可能となるなど、効率的であると認められた。</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《法令の立案制定》 「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）」が平成17年5月25日に公布され、法第13条第3項に「刑務官には、被收容者の人権に関する理解を深めさせ、並びに被收容者の処遇を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修及び訓練を行うものとする。」旨規定された。 《予算概算要求》 民間プログラムによる行動科学的な視点を取り入れた実務に即した研修（非暴力的危機介入法）等の人権研修が効果的かつ効率的であったという評価結果を踏まえ、人権研修体制の充実強化について引き続き推進することとした。 ・人権研修体制の充実強化経費 平成18年度概算要求額 29,299千円 （平成17年度予算額 29,299千円）</p> | |
| 矯正施設における職業教育の充実強化 | <p>平成16年度は、職業訓練実施施設において、受刑者の職業訓練受講機会の拡大、免許・資格等の取得の促進を積極的に図った結果、受講者数、受講率、修了者数は前年度を上回る結果となり、受刑者の円滑な社会復帰に寄与していると期待できることから、本施策については有効性が認められる。 免許・資格等の取得率が前年度を下回る結果となったが、これは、免許・資格等の取得の促進を図ったことにより、免許・資格等の受講者数が増加したためである。</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 受刑者の職業訓練受講機会や、免許・資格等の取得の機会を広く与えており、受刑者の円滑な社会復帰に寄与していると期待できることから、本施策については有効性が認められ、今後も引き続き実施する必要があるとともに、今後も現下の過剰収容下においても実施可能で就職に有利となる訓練種目の企画立案を行い、社会復帰に資する職業訓練の積極的な実施を図る必要があるという評価結果を踏まえ、職業訓練実施経費を拡充することとした。 ・職業訓練実施経費 平成18年度概算要求額 258,372千円 （平成17年度予算額 138,324千円） 《定員要求》 評価結果を踏まえ、職業訓練受講機会を拡充するため、農作業、造園作業に必要な知識・技能や資格を取得させるための農業園芸科を新規開設することとし、その指導に必要な作業専門官2人を要求した。</p> | |
| 矯正施設における教育活動の推進 | <p>行刑施設における被害者の視点を取り入れた教育の実施状況を見ると、平成16年4月の段階で31施設（同教育の導入検討施設を含む。）、平成17年4月の段階で、42施設（同）となっており、また、少年院においても、犯罪被害者・被害者支援団体による講演等が、平成15年度の17件から平成16年度は30件とその充実が図られている。 また、処遇効果については、指導を受けた者に作文やアンケートを書かせたり、職員が面接するなどしてその把握に努めているが、それらの結果から、内省の深まりなどについて効果があったといえる。</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 被害者の視点を取り入れた教育の効果が認められたという評価結果を踏まえ、同教育を一層充実させるために、行刑施設において、ゲストスピーカー制度（犯罪被害者等を招へいし、犯罪被害者の生の声を聞かせ、その実情等を理解させるもの）を拡大するための経費について、平成18年度の概算要求に盛り込んだ。 ・矯正教育充実経費（犯罪被害者ゲストスピーカーの拡大経費等） 平成18年度概算要求額 28,900千円</p> | |

| 政策の名称 | 評価の概要 | 評価結果に基づく措置状況 | 備考 |
|-----------------|--|--|----|
| | | <p>(平成17年度予算額 32,763千円)</p> <p>《定員要求》 評価結果を踏まえ、少年院においてより被害者の視点を取り入れた教育を充実・強化するため、平成18年度定員要求において法務教官26人の増員を要求した。</p> <p>【今後の予定】 行刑施設において、被害者の視点を取り入れた教育を効果的に実施するための標準的プログラムを平成17年度中に作成する予定である。</p> | |
| 民間との協働による犯罪者の更生 | <p>民間委託の推進により、総務部の職務分担を見直し、職員を被収容者の処遇に直接携わる処遇部門に再配置することができた。処遇部門においては、警備及び処遇、教育等の実施に必要な配置職員が確保されたことで、被収容者の円滑な社会復帰に向けた各種指導の充実が図られ、その結果、被収容者処遇が向上し、また、職員の勤務負担は軽減された。</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 民間委託の推進により、職員を総務部から被収容者処遇に直接携わる処遇部門に再配置することで、被収容者処遇の向上及び職員の勤務負担軽減が図られたという評価結果を踏まえ、なお継続する行刑施設の過剰収容下において、収容関係業務の大幅な増加に伴う職員の過重負担を軽減し、被収容者処遇の質の向上等、矯正施設の適正な運営を確保するため、民間活力を活用した矯正業務のアウトソーシングを推進し、民間委託の拡大を図ることとした。 民間委託数：17年度予算617人 18年度要求849人(232人増) ・矯正業務のアウトソーシングの推進経費 平成18年度概算要求額 2,846,575千円 (平成17年度予算額 2,197,889千円)</p> | |
| 行刑施設における過剰収容の緩和 | <p>過剰収容対策として収容能力拡充のための収容棟等の増築工事等を実施した結果、収容定員が増加し収容率が減少したことから、行刑施設の過剰収容対策として、収容能力拡充のための収容棟等の増築は有効性が認められる。</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《法令の立案制定》 「構造改革特別区域法の一部を改正する法律」が平成17年6月10日に可決成立し、監獄法等の特例として、行刑施設における業務の民間委託に関する特例、行刑施設における診療所の管理委託に関する特例を設けており、この法律の制定により、地域における雇用機会の増大、医療の充実など、地域の活性化が期待できるとともに、国としては、過剰収容対策としてPFI手法による刑務所整備を行うに当たって、幅広く運営業務の民間委託を行うことが可能となり、新たに必要となる国の職員数をできる限り抑制するとともに、その業務負担の軽減を図ることが可能となった。 《予算概算要求》 行刑施設の過剰収容対策として、収容能力拡充のための収容棟等の増築は有効性が認められるという評価結果を踏まえ、行刑施設の過剰収容対策を中心とした矯正施設の整備について、PFI手法による施設整備をも含めて、引き続き推進することとした。(国庫債務負担行為限度額要求：美祿社会復帰促進センター(17年度)、島根あさひ社会復帰促進センター(18年度)) ・札幌刑務所等の整備事業費</p> | |

| 政策の名称 | 評価の概要 | 評価結果に基づく措置状況 | 備考 |
|---|--|--|----|
| | | <p>平成18年度概算要求額 15,017,500千円 (平成17年度予算額 14,808,808千円)</p> | |
| <p>行刑行政の透明性の確保</p> | <p>各矯正管区における管内施設の処遇関係情報の提供方法は、地元記者クラブ幹事社等と事前協議の上、記者説明会（会見）又は地元記者クラブ幹事社あてのファクシミリ送信（いわゆる投込み）によって行われており、過剰収容の状況が新聞報道されることも多い。</p> <p>また、各行刑施設における広報を目的とした施設見学は、近隣住民や地元記者クラブ所属の報道関係者等に案内状を送付したり、広報誌に掲載し広く希望者を募る方法により実施しており、特に報道関係者を対象とした広報見学会を実施した場合には、その様子が新聞報道されるなど、有効性は顕著であった。</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>評価結果を踏まえ、引き続き行刑行政の透明性の確保に努めることとし、平成17年7月25日付け矯正局長通知「管内処遇情報等の定期的な公表における公表情報の追加について」及び同日付け矯正局総務課長事務連絡「管内処遇情報等の定期的な公表の実施要領について」を发出し、公表する情報の内容に「国際受刑者移送実施人員」を追加することとし、「受入移送又は送出移送の別の人員」並びに「当該受刑者の国籍及び移送相手国の国名」を公表することとした。</p> | |
| <p>更生保護活動の推進 基本目標1：保護観察対象者が改善更生する。</p> | <p>分類処遇について、保護観察対象者の処遇困難性の判別精度をより向上させるための調査結果分析を行い、類型別処遇について、本年度は特に、行刑施設を仮出獄した覚せい剤事犯対象者に対し、新たな処遇技法である簡易尿検査を実施した。</p> <p>また、社会参加活動について、活動に参加した少年や保護者等に対するアンケート結果では、自己有用感や達成感の獲得、視野の拡大など、活動の結果に関して肯定的なものがほとんどであり、社会参加活動は保護観察対象者の社会適応の向上、ひいてはその改善更生につながっているものと考えられる。</p> <p>さらに、平成16年の保護観察終了者に占める無職者の割合は、平成15年と比較すると全体的にやや減少しており、就労指導の充実により保護観察対象者の就業の状況が改善しつつあることがうかがわれる。</p> <p>なお、平成17年4月1日現在の全国の協力雇用主数は、前年に比べ、198事業者増加しており、被雇用者数についても20人増加していることから、広報活動による一定の成果が上がっていると言える。</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>《予算概算要求》</p> <p>保護観察対象者の類型別処遇の一環として、覚せい剤事犯者に対する簡易尿検査の活用が活発になされたという評価結果を踏まえ、簡易尿検査を実施するための経費を昨年に引き続き要求するとともに、新たに性犯罪事犯対象者に対する処遇の強化をはかるべく科学的・体系的な処遇プログラムを策定・実施し、保護観察処遇の充実強化に資することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護観察処遇の充実強化対策経費 平成18年度概算要求額 282,467千円 (平成17年度予算額 261,621千円) <p>社会参加活動が少年の改善更生につながっているという評価結果を踏まえ、少年の保護観察対象者に対し、福祉施設における奉仕活動、体験活動等の社会参加活動を引き続き推進することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会活動参加の充実経費 平成18年度概算要求額 25,261千円 (平成17年度予算額 25,261千円) <p>社会生活技能訓練（SST：Social Skills Training）等の処遇技法を活用した就労支援の充実が保護観察対象者の就業の改善に効果的であるという評価結果を踏まえ、就労指導の充実を拡充することとし、更生保護施設入所者の就労を促進するため、同施設の一部への就労支援補助賃金職員の配置及び就労時の支援に要する経費を要求した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護観察対象者に対する就労指導の充実経費 平成18年度概算要求額 89,158千円 (平成17年度予算額 7,542千円) <p>広報活動が協力雇用主の確保及び被雇用者の増加に対し一定の成果をあげているという評価結果を踏まえて、引き続き犯罪や非行をした者の就業について</p> | |

| 政策の名称 | 評価の概要 | 評価結果に基づく措置状況 | 備考 |
|-----------------------------------|---|---|----|
| | | <p>理解のある協力雇用主を新規に開拓するほか、協力雇用主として必要な知識等を修得するための研修を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力雇用主の確保経費 平成18年度概算要求額 2,213千円 (平成17年度予算額 1,822千円) <p>《定員要求》 評価結果を踏まえ、新たに性犯罪事犯対象者に対する処遇の強化をはかるため、平成18年度定員要求において、再犯防止緊急対策として、性犯罪プログラム等の実施を行う保護観察官45人の増員を要求した。</p> | |
| <p>基本目標2： 保護司制度がより活性化される。</p> | <p>保護司制度の活性化のための広報活動等の施策を講じた結果、保護司の平均年齢及び全保護司に占める女性保護司の割合は改善された。一方、保護司の充足率には特に変化は見られなかった。</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 保護司の平均年齢及び全保護司に占める女性保護司の割合は改善された一方で、保護司の充足率に特に変化が見られなかったという評価結果を踏まえ、更に保護司適任者を確保するため、保護司候補者の確保に協力を得ることが可能な関係機関・団体に保護観察所職員が赴き、保護司制度についての説明と保護司候補者開拓についての協力依頼を行うとともに、保護司制度等を分かりやすく解説した保護司リクルートパンフレットを作成・配布するための経費を予算要求することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護司の適正な確保のための経費（新規） 平成18年度概算要求額 25,138千円 <p>保護司に対する研修内容や研修教材の充実化を図っていく必要があるという評価結果を踏まえ、保護司に対し、その資質や処遇能力の向上を目指した研修を引き続き行うこととした。特に、新任保護司が即戦力として実践的な処遇が行えるようにするための研修経費、近時増加している処遇困難な事件に適切に対応できるようにするためのケース研究会開催経費などを引き続き要求している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護司研修の充実経費 平成18年度概算要求額 503,659千円 (平成17年度予算額 503,659千円) | |
| <p>基本目標3： 犯罪予防活動を助長する。</p> | <p>「社会を明るくする運動」について、作文コンテストの実施、ミニ集会（住民集会を含む）、スポーツ大会、街頭広報活動、講演会等が行われた。</p> <p>また、更生保護女性会員中央研修及びBBS会員中央研修に加え、更生保護女性会の組織力を向上させる目的から、本年度新たに、都道府県単位の事務局長を対象とした研修を行い、それぞれのテーマに沿って、法務省の幹部職員や大学教授が講義を行うとともに、研修員相互の情報交換の機会を設けることにより、これら団体による犯罪予防活動の質的向上を図り、研修に参加した会員からは、「効果的な活動を</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 各種行事内容の質的向上に努めつつ、より多くの国民参加に向けた努力を続ける必要があるという評価結果を踏まえ、“社会を明るくする運動”の重点目標等の地区実施委員会への周知や同運動を効果的に推進するための広報資料の作成・配布を行うなどして、引き続き各種行事への参加を促進することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会を明るくする運動への参加促進経費 平成18年度概算要求額 12,716千円 (平成17年度予算額 12,716千円) | |

| 政策の名称 | 評価の概要 | 評価結果に基づく措置状況 | 備考 |
|--|---|---|----|
| | <p>行うために、組織を充実する必要を改めて感じた。」、「犯罪や非行を取り巻く地域社会の問題点をよく理解できた。」という感想が寄せられ、活動充実のための大きな効果が認められた。</p> | <p>更生保護女性会員、BBS会員等の更生保護ボランティア団体の活動の充実に大きな効果が認められたという評価結果を踏まえ、引き続き研修・協議会等を開催することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 更生保護ボランティア団体の活動促進経費 平成18年度概算要求額 9,015千円 (平成17年度予算額 9,015千円) | |
| <p>基本目標4： 更生保護施設における犯罪前歴者等の社会復帰を促進する。</p> | <p>平成16年度に実施を予定した4施設の改築・補修事業は全て完了した。施設整備事業の実施により、安全面や衛生面の改善、狭隘な居室の解消、収容定員の増及び集団処遇室の整備がなされたことは、入所者の円滑な自立更生を促進するために有効である。</p> <p>特に、老朽化が進んでいる施設は、安全面や衛生面の点で他の施設に比してその機能を発揮することができていないことから、当該施設を優先的に整備することは、収容保護の実施を適切かつ積極的に行うために効率的である。</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 施設整備事業が更生保護施設入所者の円滑な自立更生を促進するために有効であり、収容保護を適切かつ積極的に行うために効率的であるという評価結果を踏まえ、平成18年度に改築・補修を予定している5施設について、予算要求の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 更生保護施設整備経費 平成18年度概算要求額 225,000千円 (平成17年度予算額 221,000千円) | |
| <p>「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共の安全の確保に寄与するための業務の実施 基本目標1： オウム真理教の活動状況を明らかにすることにより公共の安全の確保に寄与する。</p> | <p>観察処分の実施により、教団が、依然として麻原を絶対的な帰依の対象とするなど、今なお無差別大量殺人行為に及ぶ危険性を有していることを明らかにした。同処分に基づく立入検査は、公安調査官が教団施設の内部を直接検分できることから、通常の調査活動以上に効率的と言える。</p> <p>また、必要に応じて活動制限を伴う再発防止処分を請求することも可能であることから、同処分は、教団の危険性の増大を防ぐ上で効果的な措置であると考えられる。</p> <p>したがって、教団の活動を明らかにする、教団が有している危険性の増大を防止する、国民の不安を解消する、という点などから、観察処分の有効性が認められた。</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 教団は、依然として無差別大量殺人行為に及ぶ危険性を有しており、また関係地方公共団体からは、教団に対する規制の強化を求められていることから、観察処分の実施が、教団の危険性の増大を防ぐ上で有効であるなどとの評価結果を踏まえ、引き続き、観察処分の実施を中心とした調査体制を強化することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> オウム真理教調査の強化経費 平成18年度概算要求額 70,830千円 (平成17年度予算額 66,782千円) | |
| <p>基本目標2： 内外情勢に関する情報を政府機関に提供</p> | <p>公安調査庁の調査体制については、情勢の変化に応じた柔軟な体制を敷き、また、外国機関を含めた関係機関と良好な連携を保つことができた。こうした環境の下、国際テロや北朝鮮問題などに関して収集・分析した情報については、政府・関係機関に迅速・適時に提供し、</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》 政府施策遂行に寄与する情報提供を的確に行い、公共の安全の確保に一定の効果があつたとの評価結果を踏まえ、我が国の公共の安全に重大な影響が及ぶ</p> | |

| 政策の名称 | 評価の概要 | 評価結果に基づく措置状況 | 備考 |
|--|--|---|----|
| <p>することにより公共の安全の確保に寄与する。</p> | <p>提供先から継続的な情報提供を要請されるなど一定の評価を得たことから、おおむね、迅速かつ適時に、正確な情報を提供できたものと認められる。また、情報提供の形態について、専門的な情報については、随時、作成資料及び刊行物により政府・関係機関等へ提供したほか、「内外情勢の回顧と展望」や「最近の内外情勢」等についてはホームページに掲載するなど、情報の質やニーズに応じた効率的な情報提供を行った。このように、政府施策の遂行のための情報提供を的確に行い、公共の安全の確保に一定の効果があったものと考ええる。</p> | <p>事象については、今後も、迅速かつ適時に関係機関に情報提供していくことが重要であり、朝鮮総聯・北朝鮮関連情報の収集・分析体制を強化することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝鮮総聯・北朝鮮関連情報収集強化経費 平成18年度概算要求額 114,909千円 (平成17年度予算額 108,825千円) <p>政府施策遂行のための情報提供を的確に行い、公共の安全の確保に一定の効果があったとの評価結果を踏まえ、我が国の公共の安全に重大な影響が及ぶ事象については、今後も、迅速かつ適時に関係機関に情報提供していくことが重要であり、政府の「テロの未然防止に関する行動計画」に沿ったテロ対策を推進するためにも、国際テロに関する情報収集・分析体制を一層充実強化することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際テロ動向調査の充実・強化経費 平成18年度概算要求額 126,859千円 (平成17年度予算額 73,341千円) <p>《機構・定員要求》 評価結果を踏まえ、政府・関係機関に対して、従前以上に的確に情報提供し、また、政府の「テロの未然防止に関する行動計画」に沿ったテロ対策を推進していくため、平成18年度機構定員要求において、官職の新設及び42人の増員を要求した。</p> | |
| <p>外国人の円滑な受入れ 達成目標1： 専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。</p> | <p>平成16年度は、外国人IT技術者に係る告示の改正、永住許可要件のガイドラインのHPへの公表による明確化・透明化等を図り、我が国で長期間活動することを希望する専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑な受入れを図ることができた。</p> <p>評価総括 平成12年3月の第2次出入国基本計画策定後、同計画に沿って法務省令及び告示の改正等、新たな施策を実施して、上陸許可基準等の基準緩和を行い、円滑な受入れを図るとともに、入国・在留手続においても、社会のニーズを踏まえ、問題のない優良な企業からの申請については、手続の迅速化・簡素化の措置を行うことにより、入国・在留手続において、円滑化を図ってきた。</p> <p>以上の施策の実施を行い、専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑な受入れを実現することができ、基本目標の実現に有効であったと考える。</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】 《予算概算要求》(達成目標2,3含む) 「専門的、技術的分野の外国人労働者」、「研修生、技能実習生」、「学術・文化面にかかわる外国人」の円滑かつ適正な受入れには、入国在留手続の迅速化等が有効であるとの評価結果を踏まえ、引き続き適正な入国・在留を図ることとし、平成18年度概算要求において、出入国審査経費及び在留資格審査経費を要求した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入国審査経費及び在留資格審査経費 平成18年度概算要求額 1,672,803千円 (平成17年度予算額 1,862,268千円) <p>《定員要求》(達成目標2,3含む) 評価結果を踏まえ、外国人の適正な入国・在留の実現に向け、平成18年度定員要求において、出入国審査業務の充実・強化を図るため、57人の増員を、また在留資格審査の充実・強化を図るため、20人の増員をそれぞれ要求した。</p> <p>【今後の予定】 ・平成17年度中に、特区法に基づく外国人研究者受入れ促進事業及び外国人情報処理技術者受入れ促進事業に係る特例措置の全国展開を行うための入管法改正について検討を行っている。</p> | |

| 政策の名称 | 評価の概要 | 評価結果に基づく措置状況 | 備考 |
|---|--|--|----|
| <p>達成目標2： 研修生、技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。</p> | <p>平成16年度は、研修生送出国のニーズ等を踏まえ、関係省庁と協議を行い、技能実習移行対象職種拡大を図った。</p> <p>また、「いわゆる団体監理型」研修に係る受入れ機関の実態調査を積極的に実施し、さらに構造改革特区において、外国人研修生受入れによる人材育成事業により、研修生の人数枠に関して、特例措置を講じているが、その適用状況を調査することを通じ、研修生・技能実習生の在留状況について適正化を図ることができた。</p> <p>評価総括 平成12年3月に策定された第2次出入国基本計画に基づき、入国管理局では、実態調査の結果等を踏まえ、研修・技能実習制度の見直し、技能実習により更に高度な技術等の修得を希望する研修生及び受入れ機関の要望に応えるため、技能実習移行対象職種拡大等による技能実習制度の拡充について、関係省庁と協力して検討を行っている。</p> <p>以上の施策を実施し、研修生・技能実習生の円滑な受入れを実現することができ、基本目標の実現に有効であったと考える。</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>《法令の立案制定》</p> <p>「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の規定に基づき研修を定める件」が平成17年5月20日、6月8日、7月15日、8月10日に公布され、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)に従って、法務大臣の承認を得て財団法人国際研修協力機構の推薦を受けて研修生を受け入れてきた研修などで法務大臣が適正と認めるものについては、新たに受入れ機関ごとに個別に法務大臣告示をもって定める場合、受入れ機関が受け入れることができる研修生の人数枠について特例を認めることとし、26件の研修事業実施主体が実施する研修について告示した。</p> <p>《予算概算要求》</p> <p>「達成目標1」欄記載のとおり</p> <p>《定員要求》</p> <p>「達成目標1」欄記載のとおり</p> | |
| <p>達成目標3： 学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。</p> | <p>平成16年度は、在留資格認定証明書交付申請等について、従来の取扱いを改めて審査の一層の適正化を図ったほか、教育機関に対し、適正かつ円滑な受入れに当たって留意すべき事項を指導した。また、平成13年度に財団法人日本語教育振興協会を日本語教育機関の施設及び編制についての審査及び証明を行う事業者として認定したことにより、日本語学習を目的として定める際に日振協の審査結果を参考とすることができるようになった結果、業務の簡素・合理化を図ることができ、留学生、就学生の各種申請に対して一層円滑かつ適正に対応できるようになった。また、構造改革特区における措置として、夜間大学院留学生の受入れを引き続き認める特例措置を行った。さらに、地域再生プログラムを受けた対応として、法務省告示を改正して、外国の大学生が夏期休暇を利用して、本邦で講師を行うことを認めた。</p> <p>評価総括 平成12年3月に策定された第2次出入国管理基本計画において、留学生等の積極的な受入れ、2002年ワールドカップ・サッカー大会における円滑な人的往来の支援、ドイツ、英国とのワーキング・ホリデー制度の実施等を掲げ、各種施策の実施により、達成目標である学術・文化面に係る外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることに貢献することができたものと考え、留学生の不法残留が再び増加傾向にあるなどといった状況を踏まえ、在留資格に係る審査の一層の適正化を図った結果、真に学ぶことを目的とする学生の適正な入国・在留の実現を図ることができた。</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>《法令の立案制定》</p> <p>「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部改正」が平成17年4月27日に公布、施行され、日本語教育機関として認定した審査事業に係る日本語教育振興協会の実施結果報告書等を参考として、平成17年4月27日、日本語教育機関4校を告示から削除し、新たに7校を告示した。</p> <p>《予算概算要求》</p> <p>「達成目標1」欄記載のとおり</p> <p>《定員要求》</p> <p>「達成目標1」欄記載のとおり</p> | |

| 政策の名称 | 評価の概要 | 評価結果に基づく措置状況 | 備考 |
|------------------------|---|---|----|
| <p>好ましくない外国人の排除</p> | <p>平成16年度は、全国の主要な繁華街を中心とした集中摘発の実施など、総合的な不法就労等外国人対策を行った結果、不法残留者数は引き続き減少傾向を維持している。また、全国の空港等に最新鋭の偽変造文書鑑識機器を配備し活用した結果、偽変造文書発見件数の増加が見られた。</p> <p>平成14年度からの成田空港及び関西空港においてトランジットエリアにおけるパトロールの強化の結果、トランジットエリアを悪用する者に対して退去強制手続を執った数の増加が見られた。</p> <p>評価総括 平成12年3月に策定された第2次出入国管理基本計画に基づき、全国の空港等に最新鋭の偽変造文書鑑識機器を配備し十分に活用した結果、出入国審査時に発見した偽変造文書発見件数が大幅に増加し、入管法違反者の入国阻止に効果があったものと考えられることから、入国審査を行う上で、効果があった。</p> <p>また、強力かつ効果的な不法滞在者対策を実施するために、不法滞在事犯の取締り（摘発・収容・送還）の強化に必要な要員の確保・充実及び収容施設の拡充・整備等の体制強化を進めるとともに、入国警備官を全国規模で動員して、不法滞在者が集中する地域等で摘発を行った結果、不法滞在者数が継続的に減少していることから、不法滞在者対策として有効であったものと評価できる。</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>《法令の立案制定》</p> <p>「刑法等の一部を改正する法律（出入国管理及び難民認定法の改正部分）」が平成17年6月22日に公布され（同年12月22日施行）、旅券法上の旅券及び渡航書の不正受交付罪等及び入管法上の乗員手帳及び再入国許可書等の不正受交付罪等により刑に処せられた者に対する退去強制規定、偽変造旅券等の使用等に関する罰則の強化及びその罰則等に関する退去強制事由規定、運送業者に対して旅券等の確認義務付け規定及び有効な旅券等を所持しない外国人を運送した運送業者に対する罰則規定、不法滞在者対策及びテロ対策として外国入国管理局へ情報提供を行う際の基本的な手続、範囲等を明確にする規定等の整備を行った。</p> <p>《予算概算要求》</p> <p>好ましくない外国人の排除には、不法滞在事犯の取締り（摘発・収容・送還）の強化、偽変造文書鑑識機器の有効活用等が有効であるとの評価結果を踏まえ、平成18年度概算要求において、不法滞在者対策の推進を図るため、退去強制手続に係る経費、不法就労キャンペーンに係る経費及び偽変造文書鑑識機器に係る経費を増額要求した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不法滞在者対策の推進を図るための経費 平成18年度概算要求額 3,053,311千円 （平成17年度予算額 2,586,361千円） <p>《定員要求》</p> <p>評価結果を踏まえ、平成18年度定員要求において、退去強制手続業務の充実・強化を図るため、124人の増員を要求した。</p> <p>【今後の予定】</p> <p>平成16年12月10日に決定した「テロ未然防止に関する行動計画」に盛り込まれた上陸審査時の指紋情報等の取得等のための入管法の改正法案について平成18年の通常国会に提出することとしている。</p> | |
| <p>国の利害に関係のある争訟の処理</p> | <p>本案訴訟で平成16年度中に地方裁判所で言渡しのあった第1審判決のうち、訟務組織が訴状の送達等を受け、又は提訴してから判決言渡しまでの期間が2年以内のもの率は平成15年度に比して上昇した。</p> <p>これは、事件の性質や相手方の訴訟対応、裁判所の訴訟指揮といった外部要因により審理期間が影響を受けることから、訟務組織の講じた施策が直ちに反映された結果であるとは即断し難いが、平成16年度に講じた施策である準備書面作成支援システムの充実等による事務の効率化、各種会議等における担当職員への周知徹底、平成15年度に講じた施策である所管行政庁等に対する裁判の迅速化に関する法律及び改正民事訴訟法の留意点をまとめた小冊子の配布による裁判の迅</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>《予算概算要求》</p> <p>裁判所に提出する準備書面の作成をより迅速かつ効率的に行うための準備書面作成支援システムの充実等が目標達成に寄与したと考えられるとの評価結果を踏まえ、引き続き同システムの充実を推進することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 準備書面作成支援システム経費 平成18年度概算要求額 163,827千円 （平成17年度予算額 156,829千円） <p>裁判の迅速化を図るためには、訟務事務担当職員の育成のための体制整備とともに、同職員に対する裁判の迅速化に関する周知及び訴訟進行に当たったの進行管理と期限厳守等の徹底等の各種施策を実施する必要があるとの評価結果</p> | |

| 政策の名称 | 評価の概要 | 評価結果に基づく措置状況 | 備考 |
|------------------------|---|---|----|
| | <p>速な訴訟対応への協力要請等の成果も寄与していると思われ、上記各施策は有効であったと考えられる。</p> | <p>を踏まえ、訟務事務担当職員の育成のための施策を拡充することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訟務実務訓練実施経費 <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度概算要求額 10,385千円 (平成17年度予算額 1,967千円) <p>《定員要求》</p> <p>平成17年4月1日から改正行政事件訴訟法が施行されたことから、行政事件訴訟に迅速かつ適切に対応していくため、訟務組織として人的資源の充実強化等の体制整備のための施策を実施する必要があるとの評価結果を踏まえ、平成18年度の定員要求において、20人の増員を要求することとした。</p> | |
| <p>広報活動の推進</p> | <p>法務省ホームページの改訂や広報誌の発刊については最新情報の掲載やわかりやすい紙面の工夫等を行った結果、アクセス件数の増加及び配布部数の増加が見られた。</p> <p>また、法の日週間における各種行事の実施、法務省見学者への対応及び法務省の業務紹介ビデオの貸出し・上映については、前年度より件数等が減少しているが、これは、平成16年に成立した「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」について、広く国民に対して制度の趣旨及び概要を周知することが喫緊の課題であったことから、裁判員制度を題材とした座談会・後援会等の行事を重点的かつ精力的に行ったことによるものである。</p> <p>法務省見学者からのアンケート調査結果からも「法務省の業務がよく分かった」、「法務省の仕事に興味を持った」等の意見が多数寄せられていることから、各活動内容は充実しており、法務省の施策に対する理解を深めることについて有効である。</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>《予算概算要求》</p> <p>法務省ホームページのアクセス件数の増加、広報誌の配布部数の増加、法務省見学者からのアンケート調査結果等から、法務省の施策に対する理解を深めることについての有効性が認められたとの評価結果を踏まえ、法務省の広報活動について、引き続き推進することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報活動の推進に必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度概算要求額 17,884千円 (平成17年度予算額 18,024千円) | |
| <p>行政手続のオンライン化の推進</p> | <p>平成16年度の目標値である15の手続については、すべてオンライン化が終了した。</p> <p>その結果、法務省が扱う260以上の手続について、インターネットを利用した申請・届出等が可能となり、窓口まで出向く必要がないなど、国民の負担軽減が図られ、利便性が向上することが期待できるため、本施策は有効である。</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>行政手続のオンライン化が、国民の負担軽減、利便性の向上に有効であるとの評価結果を踏まえ、本年度も引き続き行政手続のオンライン化を行うこととした。</p> <p>【今後の予定】</p> <p>法務省オンライン申請システムを利用して新たにオンライン化する手続について、法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成15年法務省令第11号）をオンライン化時期に合わせて改正する予定である（他の法令に定めのあるものを除く。）</p> | |
| <p>女性職員の採用・登用拡大の推進</p> | <p>採用者に占める女性の割合については、平成16年度に採用の拡大のために講じた施策（女性採用志望者等を対象とした業務説明会の実施等）について、施策対象者の一部（業務説明会参加者、官庁訪問者）にアンケートを実施したところ、「法務省への関心が深まった」との回</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>平成16年度に講じた各施策が、目標達成のために有効であるとの評価結果を踏まえ、女性職員の採用・登用拡大の推進を引き続き行うこととし、以下の措置を講じた。</p> | |

| 政策の名称 | 評価の概要 | 評価結果に基づく措置状況 | 備考 |
|----------------------------------|---|--|----|
| | <p>答の割合が90%を超え、施策の効果が十分に生じており、目標値等の達成のために有効であると評価できる。</p> <p>各役職段階（各俸給表の1～3級を除く。）における女性の割合についても、平成16年度に登用の拡大のために講じた施策（女性職員意見交換会の開催等）について、本省で開催した女性職員意見交換会において意見を求めたところ、「意識啓発などのための女性職員意見交換会の実施及び結果の周知」、「女性職員の職域の拡大」、「女性職員研修への派遣」についてその効果が高いとの意見が多数を占め、各施策の効果が生じており、目標値等の達成のために有効であると評価できる。</p> <p>勤務環境の整備等の実施状況についても、平成16年度に講じた施策（次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画に関する各施策等）の効果について、目標値等の達成のために有効であると評価できる。</p> | <p>・平成17年5月、平成17年度 種用の採用パンフレットにおいて、通常掲載している女性職員のメッセージのほかに、子育てを経験している中間管理職の女性職員2名に対する、仕事のやりがい、家庭生活との両立方法、女性に期待すること等に関するインタビューを特集として掲載した。</p> <p>・平成17年7月、女性職員の採用・登用拡大のための各官署における具体的取組を紹介するインタビュー、女性職員が働く上で抱える問題について設定した事例に対するアドバイス集及び本政策に関する資料等を掲載した部内誌の特集号を発行し、職員に広く周知した。各官署における具体的取組を紹介するインタビューについては、部内誌の定期発行号においても、連載企画として掲載し、職員に広く周知した。</p> <p>・検察庁における女性職員の採用・登用の推進、男女共に働きやすい環境の整備等組織の活性化及び職員の職務遂行能力の向上に資する諸活動を行うため、平成17年4月に最高検察庁内に検察庁男女共同参画推進委員会（以下「同委員会」という。）を設置し、各庁に周知した。これまでに全体会2回、検察官分科会1回、検察事務官分科会4回を開催し、検察庁職員の啓発、意識改革、情報提供のために職員に向けた広報誌を2回発行したほか、同年8月に検察庁職員から広く男女共同参画に関する質問、意見等を受け付けるための相談窓口を同委員会に設置し、各庁に通知した。</p> <p>【今後の予定】</p> <p>本政策は、法務省が策定した女性職員の採用・登用拡大計画（「法務省における女性職員の採用・登用拡大計画」及び「公安調査庁における女性職員の採用・登用拡大計画」。以下「同計画」という。）の実施を通じて行っているが、同計画の目標年次は平成17年度であるため、これまでの採用・登用状況及び今後人事院において見直される予定の「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」の内容を踏まえ、同計画について、平成17年度中に必要な見直しを行う予定である。</p> | |
| <p>外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力</p> | <p>平成16年度においては、平成14年度秋から引き続き、JICAを通じ、タイ王国へ専門家を派遣し、タイ王国法務省からは、我が国の派遣専門家が同国矯正施設の改善に多大な貢献をしているとの高い評価を受けた。</p> <p>また、研修の実施に関し、タイ王国及びフィリピン共和国から2件5名の依頼があり、これに対する研修の実施の達成率は100%であった。</p> <p>その結果、タイ王国法務省の少年矯正担当部局である少年観察保護局次長らから、また、フィリピン共和国法務省矯正局長らから、今後も技術協力等を改めて要請したいなどの意向が伝えられており、相手国及び外務省から要請がなされた場合には、適切な研修を実施する必要がある。</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>専門家の派遣、研修の実施が、諸外国の技術協力が多大に貢献しているとの評価結果を踏まえ、本年度も前年に引き続いて専門家派遣要請を受け、2年間の予定でタイ王国に専門家1名を派遣している。</p> <p>また、(財)国際協力高等教育機構が開催するプロジェクトサイクルマネジメント（PCM）研修に職員を参加させ、業務開発援助プロジェクトの「計画」、「実施」、「評価」という一連のサイクルに対する運営管理手法を習得させて国際協力に対する業務能力の向上を図るなど、将来の派遣要請に対応できるよう適切な人材の育成に努めている。</p> | |

| 政策の名称 | 評価の概要 | 評価結果に基づく措置状況 | 備考 |
|--------------------------------|---|---|----|
| <p>国際連合に協力して行う研修、研究及び調査の推進</p> | <p>研修の実施件数及び参加人員については、いずれも目標値を上回る実績を上げており、アジア・太平洋諸国等の支援対象国からのニーズにこたえた国際研修を実施し、同国らの刑事司法に携わる者の知識や経験等のかん養に貢献したと評価できる。</p> <p>また、国際的な刑事司法の現状や実態の分析により、刑事司法運営のより効果的な方策を探求するための国際会議を開催し、刑事司法専門家23名が出席して各国の刑事司法運営のより効果的な方策探求に貢献したほか、平成17年度に開催される「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第11回国際連合会議（コンGRESS）」の開催を控え、その準備についても議論した。</p> <p>さらに、平成16年5月に開催された「第13回国連犯罪防止刑事司法委員会」に参加し、国連の犯罪防止施策の強化に協力・貢献することができた。</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>《予算概算要求》</p> <p>アジア・太平洋諸国等の支援対象国のニーズにこたえた国際研修を実施し、これら諸国の刑事司法に携わる者の知識や経験等のかん養に貢献した。また、国際会議等の開催・参加を通じて刑事司法運営のより効果的な方策探求及び国連の犯罪防止施策の強化に協力・貢献できたとの評価結果を踏まえ、引き続き国際研修の実施及び国際会議等の開催・参加をすることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連国際組織犯罪防止条約批准促進及びその効果的実施に関する特別セミナー開催経費（新規） 平成18年度概算要求額 4,632千円 ・テロ対策に関する特別セミナー開催経費（新規） 平成18年度概算要求額 3,836千円 ・犯罪防止及び刑事司法に関する第11回国際連合会議におけるバンコク宣言の履行に関するフォローアップセミナー出席経費（新規） 平成18年度概算要求額 3,996千円 ・タイ汚職防止支援研修経費（新規） 平成18年度概算要求額 2,888千円 ・国際研修、国際会議開催等経費 平成18年度概算要求額 48,834千円 （平成17年度予算額 69,990千円） | |
| <p>法制の維持及び整備に関する国際協力の推進</p> | <p>開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対する国際研修の実施については、目標値を上回る実績を上げており、本事業においては、ベトナム、ラオス等の支援対象国からのニーズにこたえた国際研修を実施し、同国等の法制の維持・整備に従事する者の知識や経験等のかん養に貢献したものと認められる。</p> <p>また、諸外国の法制等の調査研究の実施については、当初の計画どおり支援対象国の法制度及びその運用の実態について調査研究を実施し、国際研修を含む今後の法整備支援の計画立案等に必要な情報が得られ、いずれの指標についても目標値を達成している。</p> <p>さらに、法整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議については、当初計画どおり開催し、参加人員も当初の計画を超えるものとなった。</p> | <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>《予算概算要求》</p> <p>開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対する国際研修、支援対象国の法制度及びその運用の実態について調査研究の実施により、支援対象国に対する法制の維持・整備に貢献できたとの評価結果を踏まえ、国際民事研究等について、引き続き推進することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際民事研究等経費 平成18年度概算要求額 55,789千円 （平成17年度予算額 57,969千円） | |

3 総合評価方式を使用する政策

| 政策の名称 | 評価の概要 | 評価結果に基づく措置状況 | 備考 |
|---|---|--|----|
| <p>法制度の整備について（社会経済情勢に即応した基本法制その他の政策所管部局所管の法制度に係る立法作業） <中間報告></p> | <p>法務省では、平成13年度から5年程度の期間を目途として、集中的に経済活動にかかわる基本法制の整備に取り組んでいるところであり、本政策は評価未了である。</p> <p>なお、平成16年度に成立・公布された法案は以下のとおりである。</p> <p>【民事関係】</p> <p>破産した債務者の財産の適正かつ公平な清算を目的とする破産手続について、迅速化及び合理化を図るとともに手続の公正さを確保し、利害関係人の権利関係の調整に関する規律を現代の経済社会に適合したものにするための破産法の全面改正</p> <p>高度情報化社会の進展にかんがみ、株式会社等の経営の合理化を図るため、株式会社等が電磁的方法により公告を行うことを可能にするるとともに、合併、資本減少等の際の債権者保護手続を簡素化する等の措置を講ずることを目的とする電子公告制度の導入のための商法等の一部改正</p> <p>内外の金融情勢の変化に即応し、株式等の取引に係る決済の合理化を図るため、株式について、振替制度の対象に加えるとともに、株券不発行制度の整備を行うこと等を目的とする社債等の振替に関する法律等の一部改正</p> <p>保証契約の内容を適正化し保証人の保護を図るとともに、民法の表記を現代語化して国民に理解しやすいものとするを目的とする民法の一部改正</p> <p>法人がする動産及び債務者の特定していない将来債権の譲渡についても、登記によってその譲渡を公示することができることとして、動産や債権を活用した企業の資金調達の円滑化を図ることを目的とする債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正</p> <p>民事訴訟手続、民事執行手続及び公示催告手続等の民事関係手続を国民がより利用しやすいものとするとの観点から、その一層の迅速化及び効率化等を図るための民事訴訟法等の一部改正</p> <p>【刑事関係】</p> <p>我が国と米国との間における捜査共助の実効性をより一層高める趣旨から、「刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約」を締結し、国際捜査共助等の円滑な実施を図るための所要の規定の整備を行うことを目的とする国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正</p> | <p>評価期間が未了であることから、基本法制の整備について、平成17年度におけるこれまでの取組の状況を記載する。</p> <p>【これまでに講じた措置の内容及び時期】</p> <p>会社に関する法制について、最低資本金制度の撤廃、会社の機関の設置等における定款自治の範囲の拡大、合併等の組織再編成に関する手続の整備、有限責任社員のみで構成される新たな会社類型の新設等を行うとともに、これを現代用語の表記によって一体のものとして再編成することを目的とする会社法案が平成17年6月29日に可決成立し、同年7月26日に公布された。</p> <p>「千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書」の締結に伴い、船舶の所有者等の責任の制限に関し、責任の限度額の引上げ、旅客の損害に関する債権についての責任の制限の撤廃その他所要の規定の整備を行うことを目的とする船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案が平成17年6月10日に可決成立し、同年6月17日に公布された。</p> <p>組織的に実行される悪質かつ執拗な強制執行妨害事犯等に対処するため強制執行を妨害する行為等についての罰則整備、情報処理の高度化に伴う犯罪（ハイテク犯罪）に適切に対処するとともにサイバー犯罪に関する条約を締結するための法整備等を内容とする「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を、平成16年2月20日に国会に提出し、継続審議中であったところ、平成17年8月8日の衆議院解散により廃案となった。</p> <p>【今後の予定】</p> <p>【国際私法（法例）】 具体的内容：準拠法決定ルールの現代化</p> <p>【信託法】 具体的内容：信託法の現代化</p> <p>【刑事法】 具体的内容：組織的に実行される悪質かつ執拗な強制執行妨害事犯等に対処するため強制執行を妨害する行為等についての罰則整備、ハイテク犯罪に適切に対処するとともにサイバー犯罪に関する条約を締結するための法整備等。</p> | |